

死亡災害多発に伴う緊急警報

奈良県内の労働災害の発生件数は、労使及び関係機関の皆様方のご尽力もあり、長期的には着実に減少し、特に平成27年の労働災害による死傷者数は過去最少となりました。

奈良労働局としては、この傾向を維持すべく本年においても様々な対策に取組を進めてきましたが、残念なことに平成28年の労働災害による死傷者は前年に比べ大きく増加しています。

特に、8月から10月の間に5人が亡くなられたことで、既に12人の尊い命が失われています。これは、昨年同時期に亡くなられた方に比べると、約2倍に増加している状況です。

労働災害の増加には、様々な要因・背景が想定されます。

昨今の経済情勢の緩やかな回復基調に伴う各種生産活動の進展、高年齢労働者やパートタイム労働者の増加等にみられる就業形態の多様化などもその一因と考えられます。

また一方で、厳しい経営環境の中、コスト競争や人員合理化などが生産現場の安全衛生管理活動に影響を及ぼしていることも懸念されます。

加えて言及させていただければ、安全衛生管理のノウハウを有する世代の退職に伴い、危険に対する意識が労働者に伝わりきらず、結果として労働者の危険感受性が低下していることもあるのではないかと痛感しております。

いかなる経済情勢下にあっても、労働災害は本来あってはならないものです。

事業者の皆様におかれましては、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、下記の事項を中心に、現場の安全衛生活動を今一度総点検し、必要な見直しをしていただくようお願いいたします。

また、労働者の皆様も、自らの身を守るためにも、改めて職場の安全ルールの再確認と徹底をお願いいたします。

事業者や労働者の皆様をはじめとした関係者が一丸となって、労働災害防止に取り組まれることを重ねてお願ひいたします。

平成28年11月2日

奈良労働局長 吉野 彰一

記

〈緊急点検事項〉

1. 危険性の高い作業の確認・見直し

高所からの墜落・転落、土砂崩壊、機械へのはさまれ・巻き込まれ、建設機械・荷役機械による災害等、死亡又は重篤な傷害につながる可能性がある作業を確実に洗い出し、労働災害を防止するための対策を確実に講じること。

2. 安全衛生管理体制の確立

安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者など法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかを再確認すること。

また、第三次産業など、安全管理者を置くことが法的義務となっていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境や作業方法の改善、労働者への安全教育や安全意識の啓発についての取組を行わせること。

3. 就業形態の多様化などに対応した安全教育の実施

パートタイム労働者、派遣労働者の増加など、就業形態は多様化しているため、雇入れ時教育の充実・強化を図るとともに、定期的に安全教育を行うこと。

特に、高年齢労働者についても、安全衛生に対する意識付けのための教育を確実に実施するとともに、加齢に伴う心身機能の低下の特性や安全な作業方法に関する事項について教育を行うこと。

教育にあたっては、危険感受性を高める工夫として、十分な安全を確保した上で、作業に伴う危険性を体感させるような教育（危険体感教育）などがあることに留意すること。

労働災害防止に関する資料は、奈良労働局のホームページに掲載しています

<http://nara-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

(トップページから、「あなたの職場は安全ですか？」のバナーをクリックください)

本件に関するお問合せ先：

奈良労働局健康安全課（電話：0742-32-0205）